

専門科目

営業・特殊

令和4年度補償業務管理士検定試験問題

受験地		受 験 番 号		氏 名	
-----	--	------------------	--	--------	--

試験開始時刻前に、開いてはいけません。

(注意) この試験問題の解答は、電子計算機で処理しますので、以下の解答作成要領をよく読んで、別紙の解答用紙に記入してください。

解答作成要領

1. 配布される書類

配布される書類は、「試験問題（この印刷物）1部」及び「解答用紙1枚」です。もし、配布に間違いがあったら、すぐ手をあげて、係員に知らせてください。

2. 試験問題

- (1) 試験問題は、表紙も含めて22頁（問題数は、40問）を1部につづったものです。試験開始後、試験問題を開いて、紙数が足りないもの、印刷がはっきりしないもの等があったら、手をあげて、係員に知らせてください。
- (2) 試験問題は、試験開始後、退室が可能となる時間帯に退室される方と、試験終了まで試験室に在室した方に限り、持ち帰りを認めます。

3. 解答作成の時間

15時から17時までの2時間です。終了時間がきたら解答をやめ、係員の指示に従ってください。

4. 解答用紙の記入方法

- (1) 解答は、この問題には記入せず、必ず別紙の解答用紙（1枚）に記入してください。
- (2) 解答用紙には、受験地（該当する（例）甲野太郎が受験番号10137の場合

受験地名のマーク欄の□印を黒く塗り潰してください。）、氏名、受験番号〔5桁〕（算用数字で縦に記入し、該当数字の□も黒く塗り潰してください。）を忘れずに記入してください。

受 験 番 号	氏名		甲 野 太 郎									
	万の位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	千の位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	百の位	1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	
	十の位	3	0	1	2	3	4	5	6	7	8	
	一の位	7	0	1	2	3	4	5	6	7	8	

- (3) 解答用紙への記入は、必ずB又はHBの黒鉛筆を用いて、濃く書いてください。ボールペン、インキ、色鉛筆等を使った場合は無効になります。

(例)

問1	1	2	3	4
問2	1	2	3	4
問3	1	2	3	4
問4	1	2	3	4
問5	1	2	3	4

- (4) 解答用紙には、必要な文字、数字及び□を黒く塗り潰す以外は一切記入しないでください。
- (5) 解答は、右上の例のように、各問題に対し、正しいと思う選択肢の番号一つを選び、その下の枠内を黒く塗り潰してください。これ以外の記入法は無効になります。
- (6) 解答は、各問について一つだけです。
二つ以上を黒く塗り潰した場合は、無効になります。
- (7) 解答を訂正する場合には、間違えた個所を消しゴムで、跡が残らないように、きれいに消してください。消した跡が残ったり、やのような訂正是無効になります。

5. 退室について

- (1) 試験開始後、1時間経過するまでと試験終了前30分間は、退室が許されません。
- (2) 途中で退室する際は、試験問題、解答用紙及び受験票を全部係員に提出してください。その後各自の携行品を全部持って行き、解答用紙等を提出したら、そのまま静かに退室してください。
退室後、再び試験場に入ることは許されません。

6. その他

- (1) 受験票は、机上の見やすいところに置いてください。
- (2) 受験中は、鉛筆（黒-B又はHB）、消しゴム及び定規のみの使用に限ります。したがって、電卓等の計算機器類等の使用は一切できません。
- (3) 試験問題を写したり又は試験問題及び解答用紙を係員の許可なく持ち出してはいけません。
- (4) 試験問題の内容についての質問には応じられません。また、試験中は、受験者の間で話し合ってはいけません。
- (5) トイレなどのときは、手をあげて係員の指示を受けてください。なお、試験室内は禁煙です。
- (6) 受験に際し不正があった場合は、受験を停止されます。
- (7) この問題の表紙にも受験地、受験番号及び氏名を忘れずに記入してください。
- (8) 携帯電話の電源はお切りください。

《営業補償・特殊補償概説》

問1 公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定。以下「用対連基準」という。）及び公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年3月7日用地対策連絡会決定。以下「用対連細則」という。）における営業補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 営業規模縮小の補償は、営業用建物を改造工法により、その規模を縮小して残地に存置する場合又はその規模を縮小して構内移転をする等、土地等の取得又は土地等の使用に伴い通常営業の規模を縮小しなければならないと認められる場合に行われる補償である。
- 2 営業廃止の補償は、土地等の取得又は土地等の使用に伴い通常営業の継続が不能となると認められる場合の補償である。
- 3 営業休止の補償は、土地等の取得又は土地等の使用に伴い通常営業を一時休止する必要があると認められるときの営業休止期間中に通常生ずる損失の補償である。
- 4 仮営業所を設置して営業を継続することが必要かつ相当であると認められるときとは、銀行、郵便局等公益性の強い事業で、その営業活動を休止させることが社会的にみて妥当でないとき、又は急施を要する工事等のため、仮移転をさせる必要があるときであり、かつ仮営業所を設置し営業を継続させる場合の補償額が、営業を一時休止する必要があると認められる場合の補償額相当額以下であるときをいう。

《簿記概説》

問2 簿記の目的に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 簿記は、商品の売買による売上の収入額、仕入の支払額、給与の支払額、家賃支払額などの現金・預金額や保有している資産、負債を計算し、企業に關係する利害関係者に財務書類を作成し報告する。
- 2 簿記は、現金、銀行預金、商品、固定資産、買掛金、借入金などの期末金額を計算し財産状態を明らかにする目的で損益計算書を作成する。
- 3 最近の簿記はコンピューターの性能に比例して、短時間で大量の情報を処理することができるが、生産数量、生産時間等は、簿記により表示ができない。
- 4 複式簿記を利用することによって、企業統制、不正な支出の監査、監視機能等の内部管理、経営・利益計画の立案に役立つ。

問3 簿記上の要素である、資産・負債・資本、収益・費用に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 事務所用支払資金として、普通預金から10万円を引出した取引は、借方に資産の現金の増加100,000円、貸方に資産の普通預金の減少100,000円と処理する。
- 2 従業員の給与の支給を預金より振込の取引は、借方に資産の預金の増加と貸方に費用の給料の増加と処理する。
- 3 未払金20万円を小切手（当座預金）で支払った取引は、借方に負債の減少200,000円、貸方に資産の当座預金の減少200,000円と処理する。
- 4 A商会に商品50万円を販売し入金は翌月末とした取引は、借方に資産の売掛金の増加500,000円、貸方に収益の売上の増加500,000円と処理する。

問4 簿記では、当期の損益を正しく算出するために、期中に支払又は入金及び未払又は未収について、期間損益の配分をすることとなっている。そこで、次の用語で妥当でないものはどれか。

- 1 収益の見越し処理は、決算日までに既に時の経過により収益は発生しているが、まだ入金されていないもの、収入の後払いの約束の取引分で決算日までに入金される予定であったものの入金が遅れている収益を計上する処理である。
- 2 費用の繰延べ処理は、当期に支払った費用のうち次期以降の費用が含まれている部分を決算時に、当期分の費用と次期以降の費用と分けて、当期の部分のみ損益に振替、次期以降の部分は資産に計上をする処理である。
- 3 収益の繰延べは、当期に受取るべき売掛金のうち、次期以降の売掛金とする部分について、決算に際して、売掛金を当期と次期に分ける処理である。
- 4 費用の見越しは、決算日までに既に時の経過により費用は発生しているが、まだ支払がなされている費用、後払いの約束の費用で決算日までに支払がなされていない費用、支払期日に支払を忘れた費用で、決算日までに支払っていないものを未払費用として計上する処理である。

《会計・財務諸表概説》

問5 企業会計原則（昭和24年7月9日経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告。以下「企業会計原則」という。）には、一般原則が7つある。これらの原則に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 第2の原則である「正規の簿記の原則」は、企業会計では、簿記の技術については、重要視しなくとも、他の原則が守れていれば、単式簿記である現金のみを中心とした簿記制度を指している。
- 2 第3の原則である「資本利益区別の原則」は、会社法で認められている、資本として払い込まれたお金を分配ができるので全て利益剰余金として処理ができる。
- 3 第7の原則である「单一性の原則」では、企業は、金融機関からの借入金が多い場合、成績をよく見せるために、株主総会に出した決算書の数字を多少の額について追加が認められる。
- 4 第4の原則「明瞭性の原則」は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならないとされ、重要な会計方針を注記しなければならない。

問6 企業会計原則による貸借対照表の表記方法について述べた次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。
- 2 資産、負債及び資本の計上額については、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は資本の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。
- 3 有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならないがあるが、利益がすくない場合は、減価償却を計上しなくてもよい。
- 4 貸借対照表の区分表記は、貸借対照表は、資産の部、負債の部及び資本の部の三区分に分ち、更に資産の部を流動資産、固定資産及び繰延資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分するものとする。

問7 企業会計原則において損益計算書について述べた次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。ただし、長期の未完成請負工事等については、合理的に収益を見積もり、これを当期の損益計算に計上することができる。
- 2 損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会计期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載することとなっているので、その表示方法は、多い金額の勘定科目の順位に表示することとなっている。
- 3 費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。
- 4 内部利益の除去は、本支店等の合併損益計算書において売上高から内部売上高を控除し、仕入高（又は売上原価）から内部仕入高（又は内部売上原価）を控除するとともに、期末たな卸高から内部利益の額を控除する方法による。これらの控除に際しては、合理的な見積概算額によることも差支えない。

《営業調査の実務》

問8 営業補償の調査に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 法人の決算期、株主及び資本金の額を把握するため法人登記簿（履歴事項全部証明書）を取得し確認した。
- 2 建物の賃貸借の形態等を把握するため、建物所有者及び借家人である営業体から建物賃貸借契約書を借用し確認した。
- 3 土地に関する事項を把握するため、土地の登記事項証明書、土地地図（公図）、用地実測図、住宅地図、都市計画図を確認した。
- 4 スーパーマーケットの調査において、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の届出状況を把握するため、同法第5条に定める大規模小売店舗の新設及び同法第6条に定める変更の届出に関する図書を営業体から借用し確認した。

問9 営業補償の調査に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 法人の会計書類に関する調査において収集する書類のうち、損益計算書は法人の一定時点の財務状況を表示する報告書、貸借対照表は法人の一定期間の経営成績を表示する報告書である。
- 2 個人事業者が青色専従者給与の特例を受けている場合は、認定所得額の算定において決算書の「差引金額（法人の場合の営業利益）」の項目欄に記載された金額に、専従者給与の額を加算するため、青色専従者への支払いに関する資料として青色事業専従者給与に関する届出書を収集する必要がある。
- 3 所得税等の確定申告書において不動産収入（所得）があることが確認できる場合、当該不動産が移転の対象でないときであっても決算書を収集する必要がある。
- 4 個人事業者が白色申告における事業専従者控除を受けている場合は、営業休止の補償における所得額の認定において取支内訳書の「差引金額（法人の場合の営業利益）」の項目欄に記載された金額から事業専従者控除の額を控除するため、専従者への支払い金額に関する資料を収集する必要がある。

問10 営業補償の調査に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 営業廃止の補償における「商品、仕掛品、原材料等の流動資産の売却損の補償」の算定のため、貸借対照表、無形固定資産台帳及び固定資産台帳の調査を行った。
- 2 営業規模縮小の補償における「経営効率が客観的に低下すると認められる場合の補償」の算定のため、従前の営業施設の店舗面積、敷地面積、駐車可能台数、生産施設等の有形的な状況と売上の関係性、従前の営業施設の稼働状況の調査を行った。
- 3 営業廃止の補償における「解雇する従業員に対する離職者補償」の算定のため、臨時雇用を除く常雇の従業員の賃金日額及び雇用保険金受給資格者の調査を行った。
- 4 営業廃止の補償における「転業期間中の従前の収益（所得）相当額」の補償の算定のため、従前一か月の売上高、個人営業の場合の自家労働の額の調査を行った。

問11 以下の条件において複数の生コン工場を有する企業の本社及び工場の一つが支障となった場合の営業休止の補償の調査に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

[条件]

- ・企業はA、B、Cの3つの生コン工場を有し、本社はA生コン工場内にある。
- ・支障となる物件は本社及びA生コン工場であり、構外再築工法（営業休止期間20日間）が認定されている。
- ・A生コン工場が移転している間においてもB生コン工場及びC生コン工場は通常営業が可能となるよう、移転工法・移転方法において措置がなされる（B生コン工場及びC生コン工場に係る本社機能は営業を継続する。）。
- ・合計残高試算表より、本社において売上及び売上原価は発生していない。

- 1 A生コン工場の売上原価は、A生コン工場で単独に発生している売上原価をA生コン工場の総勘定元帳及び合計残高試算表より確認し採用した。
- 2 A生コン工場の営業外収益については、A生コン工場に単独で発生している営業外収益に、本社（取締役、総務・管理部門、営業部門等）において発生している販売費及び一般管理費のうちA生コン工場に配分すべきものを個別に抽出し配分及び加算して求められた数値を認定した。
- 3 A生コン工場の販売費及び一般管理費は、A生コン工場に単独で発生している販売費及び一般管理費に、本社（取締役、総務・管理部門、営業部門等）において発生している販売費及び一般管理費の全部を加算して求められた数値を認定した。
- 4 B生コン工場及びC生コン工場の損益については、合計残高試算表より、B生コン工場及びC生コン工場の合算損益と、A生コン工場の損益を合算した損益が決算報告書の損益と一致することを確認したため、B生コン工場及びC生コン工場の総勘定元帳の収集は行わなかった。

問12 現道拡幅事業に伴い、以下の条件において移転工法を検討し、補償額の算定を行った。a案、b案、c案の各移転工法案における営業休止の補償額に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

[条件]

敷地面積：360m²

建物1（木造平家建店舗）：120m²

建物2（木造平家建住宅）：50m²

土地、建物1及び建物2の所有者はA氏。

業種：すし屋（A氏が経営。）

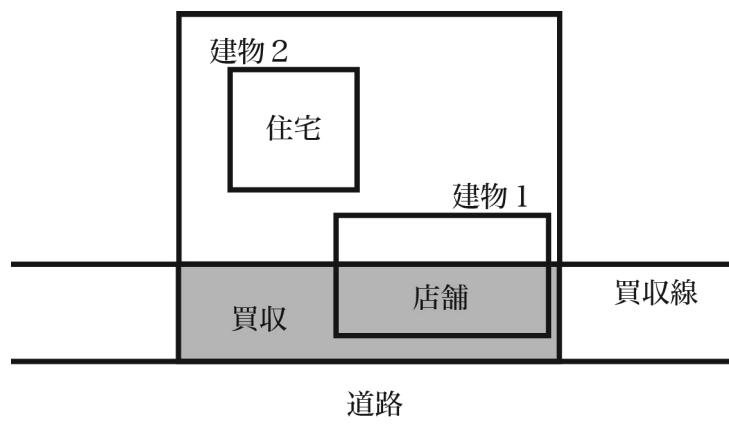
残地面積：250m²

[移転工法案]

a案：住宅を構外移転とし、残地に店舗部分を曳家する案

b案：住宅と店舗を残地において構内再築（2棟を1棟に集約）する案

c案：住宅はそのままとし、店舗を構外移転とする案



- 1 a案の営業補償金額はc案の営業補償金額よりも必ず安い。
- 2 b案の営業補償金額はc案の営業補償金額よりも必ず高い。
- 3 c案の得意先喪失の補償金額はb案の得意先喪失の補償金額よりも必ず安い。
- 4 a案の営業補償金額はb案の営業補償金額よりも必ず安い。

《営業補償額算定の実務》

問13 営業廃止の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 営業権等の価格は、営業権等が資産として独立して市場で取引される慣習があるものについては、正常な取引価格によるものとし、正常な取引価格は、近傍又は同種の営業権等の取引価格を基準とし、これらの権利及び補償の対象となる権利等について営業の立地条件、収益性その他の一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定される。
- 2 近傍又は同種の営業権等の取引事例がない場合は、当該営業権等の正常な取引価格は、年間超過収益額過去3か年の平均収益額から年間企業者報酬額及び自己資本利子見積額を控除した額を、年利率8%で除して得た額を標準とする。
- 3 営業を廃止することに伴い転業をすることが相当であると認められる場合で、現従業員を継続して雇用する必要がある場合には、従業員に対する必要とされる期間の休業手当相当額を補償する。補償額については直近1年の平均賃金に、休業手当補償率は80%を標準とし、転業に必要とする期間は6か月ないし1年とする。
- 4 転業に通常必要とする期間中の従前の収益相当額の補償は、年間の認定収益（所得）額の転業に要する期間（原則として2年、被補償者が高齢等の場合は3年）分の範囲内で適正に定めた額とする。

問14 営業廃止補償における営業の権利等に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 営業権という場合は、行政庁の免許等に基づく独占収益権と、貸借対照表に表示される「のれん」や老舗などと呼ばれ、企業のもつ営業上の収益力が他の同業種の平均的な収益力と比較して超過している場合にその超過している部分を生む原因となっている財産的価値を指す。
- 2 営業権は、法律上の特権を包含されていることもあるが、それ全体としては法律で認められた権利ではなく、「事実に基づく財産」といわれ、法律上保護されている商号権、商標権等と異なり、商取引上の事実関係として価値を有するものである。
- 3 営業権は、企業の長年にわたる伝統や社会的信用の蓄積、技術的あるいは人的面の優秀性、取引先や顧客に対する比較優位、独占的分野の保持やプライスリーダーシップ、新規取得困難な許認可、権利関係等その他の諸要素によって期待される将来の超過収益を資本還元した現在価値として評価される価値である。
- 4 営業権は、有償譲渡、合併により取得した場合は、貸借対照表に営業権（のれん）として計上することができる。この場合の営業権は、有形固定資産として減価償却され、20年以内に均等償却される。

問15 営業廃止の補償の要件について、講師からの質問に対する研修生の回答について、妥当でないものはどれか。

[講師からの質問]

営業廃止の要件について、どのような場合がありますか。妥当な移転先がないと認められる場合に限定して回答してください。

- 1 Aさん：法令等により営業場所が限定され又は規制される場合で、営業所が具体的に限定される業種について、例えば、個室付浴場業（ソープランド）、モーテル業等は、風営法等の法令により、営業廃止補償に該当します。
- 2 Bさん：騒音、振動、臭気等を伴う業種で社会的条件により営業場所が限定される業種について、例えば、養豚、養鶏場のように、法令等に適合している場合でも反対運動等により移転が困難なことが明らかな場合には、営業廃止補償に該当します。
- 3 Cさん：特定地に密着して営業を行っている店舗であって、当該土地を離れるとその意義が失われる業種について、例えば、ブランドとしての「店名」が有名で地縁的関係が希薄となっている場合にあっても、特定の場所でのみ営業が可能と考えられることから、営業廃止補償に該当します。
- 4 Dさん：営業場所が物理的条件等により限定される業種で営業場所が限定される業種について、例えば、自転車預り業については、駅前等の特定の場所でのみ営業が可能と考えられることから、営業廃止補償に該当します。

問16 営業規模縮小の補償について説明した次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 営業規模縮小の補償は、土地の取得又は使用に伴い残地を合理的な移転先と認定したことによって影響が考えられる資本・労働の過剰遊休化や営業継続のための最低規模の確保の可否、経済合理性等を十分検討した上で、従前の営業規模を縮小せざるを得なくなると判断される場合に行うものである。
- 2 建物等の規模を縮小したために売場面積、作業場面積、テーブル等の施設が減少する場合は、従前に比して資本等に過剰遊休化が発生することから、営業規模縮小の補償を適用しなければならない。
- 3 営業を継続できる最低限の規模の基準をどこにおくかは、業種や現在規模等によって異なるが、縮小後の予想売上高が固定費及び変動費の合計額以上になれば、営業規模縮小の補償となる。
- 4 営業規模縮小の補償が合理的と判断される場合とは、営業用建物等を残地に存置させる場合に考えられる改造工法や規模を縮小した場合の除却工法等について、それぞれの移転工法における補償総額による比較検討を行い、営業規模縮小の補償によるものが最も合理的と判断できる場合である。

問17 営業規模縮小の補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 資本の過剰遊休化による損失額は、「(固定的経費 × 縮小率 - 売却する資産に対する固定的経費) × 補償期間」で算定された額であるが、この場合の「補償期間」は、2年と認定する。
- 2 解雇する従業員に対する離職者補償は、「賃金日額 × 補償日数 - 雇用保険相当額」で算定された額であるが、この場合の「補償日数」は、臨時雇及び55歳未満の常雇については、その者の雇用条件、勤務期間、年齢等を考慮して、2年の範囲で適正に定めた日数を認定する。
- 3 労働の過剰遊休化の損失額は、「(従業員手当相当額 × 縮小率 - 解雇する従業員の従業員手当相当額) × 補償期間」で算定された額であるが、この場合の「補償期間」は、2年と認定する。
- 4 経営効率が低下することによる通常生ずる損失額は、「認定収益(所得)額 × 縮小率 × 補償期間」で算定された額であるが、この場合の「補償期間」は、従前の営業内容、縮小部分がその営業に占める割合等を勘案して、2年以内で適当な期間を認定する。

問18 営業廃止の補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 営業を廃止することにより、機械、機器、備品等の固定資産については、縮小部分に応じて不要となるものが発生し、処分することが必要となることから、現実に売却できる場合の売却損は、「現在価格 + 解体処分費 - 発生材価格」で算定される。
- 2 固定資産の売却損の補償については、現実に売却される価格と現在価格との差額を補償するものとし、現在価格の50%を標準とし、専門業者の見積りを徴して求める。
- 3 営業を廃止することにより、建物、設備等の固定資産で買い手を探すのが困難であり、建物等を解体せざるを得ない場合の売却損は、「現在価格 + 解体処分費」で算定される。
- 4 営業を廃止することにより、商品、仕掛品、原材料等の流動資産については、専門業者や同業者に廉価で売り渡されたり、一般消費者に投げ売りされたりすることから、この場合の売却損の補償については、「費用価格」(仕入費及び加工費等)の50%として算定する。

問19 営業休止補償の算定における法人の収益額の認定について説明した次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 収益額の認定においては、法人の損益計算書から求めることとなるが、その計算書に基づく営業利益は $\{(売上高 - 売上原価又は製造原価)\} - 営業経費(販売費及び一般管理費)$ で算出される。
- 2 収益減等の補償は、営業所等の移転に伴い営業を休止している期間に得ることができたであろう収益相当額を補償するものであり、外業を主とする営業部門やインターネット販売部門等がある場合は、そこから得られるであろう収益相当額を認定収益額に計上しないよう留意することとされている。
- 3 収益額は法人の損益計算書等に基づき認定することになるが、販売費及び一般管理費のうち収益額に算入しないものとしては所得税、法人税、道府県民税、市町村税のほか事業税のように収益に応じて課税されるもの及び臨時に発生した印紙税、延滞税及び罰金等が該当するのみである。
- 4 収益額は法人の損益計算書等に基づき認定することになるが、営業外収益のうち収益に加算できるものは小売業等にあっては販売リベート、製造業等にあってはスクラップ等の売却益などが該当する。

問20 営業休止の補償に関する固定的経費の補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 固定的経費で認定される賞与で従業員及び役員に対する賞与は企業会計上、経常経費として計上されていることから必ず固定的経費となる。
- 2 固定的経費で認定される福利厚生費のうち、親睦補助費については、毎年定期的に行われている社員旅行に企業が一定額を経費として負担している場合など毎期継続して支出されていなければ固定的経費として認定しない。
- 3 固定的経費で認定される公租公課には国税、地方税があるが、必ず固定的経費として認定される税は国税の自動車重量税、地方税の自動車税、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税が該当する。
- 4 固定的経費で認定される減価償却費のうち営業権、特許権などの無形固定資産は営業休止にかかわらず企業が負担すべき費用なので固定的経費となる。

問21 営業休止の補償における従業員に対する休業手当相当額の補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 従業員に対する休業手当相当額は、休業期間に対応する平均賃金の8割を標準としているが、労働基準法（昭和22年法律第49号）第26条において、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の八十以上の手当を支払わなければならないと規定されていることが根拠となっている。
- 2 営業補償における平均賃金は労働基準法第12条に規定する考え方により求めるが、通勤手当、皆勤手当、時間外手当などの諸手当を含み、税金や社会保険料などの控除をする前の賃金の総額により求めることとなっている。
- 3 従業員が一時限りの臨時に雇用されているときは補償額を減額し、又は補償しないと用対連細則第27に規定されていることから、賃金の支払状況等を調査のうえで、労働基準法第21条に規定する労働者に該当するときであっても日日雇い入れられる者は補償の対象とならない。
- 4 同一経営者に属する営業所が他にあるときや営業所の休止に関係なく外業に従事できるときは休業手当相当額から減額し、又は補償しないものとされている。

問22 営業休止補償の算定に伴う補償項目のうち、店舗等の移転の際ににおける商品、仕掛品等の減損の補償の次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 商品、仕掛品等を移転することに伴い生ずる減損の対象となるのは主に商品、製品、仕掛品及び半製品が考えられる。
- 2 商品、仕掛品等を移転することに伴い生ずる減損の補償は、商品、仕掛品等を移転する際に生ずる破損、荷ずれ、荷痛み等に対する補償であり、割増運賃及び運送保険料相当額を専門業者の見積等により算定するものとされている。
- 3 長期間休業することに伴い生ずる減損については、営業休止期間中に商品、仕掛品等の性質上保管が不可能なものとして生鮮食品等があり、それらの売却に伴う損失が生ずるが、その売却損は営業廃止補償の営業用固定資産の売却損の補償に準じて行うこととされている。
- 4 長期間休業することに伴い生ずる減損は、商品、仕掛品等を倉庫又は仮倉庫等に保管する場合の損失であるが、同期間中に当該商品、仕掛品等に適した保管方法を取る場合の倉庫保管料等の費用を補償する。

問23 収益額及び所得額の認定に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 年間の認定所得額が計算の結果、マイナスだった場合であっても、市・県民税の申告書控え（受付印があるもの）や事業主が作成している帳簿と所得証明書を確認する方法で所得減の補償をする必要がある。
- 2 個人の青色申告や白色申告の場合において専従者給与を所得と認定できるのは、白色申告に比し種々の税法上の特典が与えられている青色申告制度で申告している場合のみである。
- 3 複数の支店のうち一つの支店を休止する場合の収益額の認定にあたり、本店集中会計制度を取っている場合は原則として、企業全体の損益計算書・総勘定元帳等から補償対象支店に係る売上げ、原価、経費等を適切に抽出したうえで、補償対象支店に係る損益計算書を作成し、それをもとに算出する。
- 4 複数の支店のうち一つの支店を休止する場合の収益額の認定にあたり、損益計算書等から補償対象支店に係る販売費及び一般管理費などの経費等の抽出が困難な場合には、一般的には、同業種の場合には売上総利益比率により、異業種の場合には売上高比率により認定することとされている。

問24 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の算定において使用される限界利益率は「(固定費 + 利益) ÷ 売上高」で求められるが、「1 - 変動費 ÷ 売上高」でも求めることができる。
- 2 売上減少率表の適用にあたり、営業体の業務が複数の分類に該当する場合は、分類毎に従前の1か月の売上高を認定した上で、最も売上高が高い分類の売上減少率表を適用することとなっている。
- 3 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失は、営業を一時休止し、店舗等の場所を移転する場合は、必ず生じるものであり、補償が必要である。
- 4 限界利益率は損益計算書等に表された各勘定科目を固定費と変動費に区分したうえで算定するが、この限界利益率が低い企業は、一般的には企業実績は良い傾向がある。

問25 収益減の補償にあたっては損益計算書の把握が重要であるが、()内に入る金額の組合せとして妥当なものは、次の1から4のうちどれか。

- ①総売上高 30,000,000円
- ②期首棚卸高 3,000,000円
- ③当期仕入高 28,000,000円
- ④期末棚卸高 4,000,000円
- ⑤売上原価 (円)
- ⑥売上総利益 (円)

- 1 ⑤売上原価 25,000,000円 ⑥売上総利益 1,000,000円
- 2 ⑤売上原価 26,000,000円 ⑥売上総利益 2,000,000円
- 3 ⑤売上原価 27,000,000円 ⑥売上総利益 3,000,000円
- 4 ⑤売上原価 28,000,000円 ⑥売上総利益 4,000,000円

問26 事業地以外に係る営業補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 用対連基準第54条に規定されている残地工事等に関する工事費の補償には、仮営業所設置又は営業休止に係る損失を見込んでいる。
- 2 用対連基準第60条に規定されている隣接土地に関する工事費の補償には、営業休止による損失が仮営業所設置に要する損失の範囲内であれば、必ず営業休止による損失を補償しなければならないとされている。
- 3 公共工事に起因して発生する事業損失に係る補償については現在、日陰、電波受信障害、水枯渇及び地盤変動の四要領が定められているが、全ての要領において営業補償ができる旨が明記されている。
- 4 公共工事に起因して発生する事業損失に係る補償については現在、日陰、電波受信障害、水枯渇及び地盤変動の四要領が定められているが、全ての要領において営業休止に係る補償項目すべてを補償できるものとされている。

問27 得意先喪失補償額算定において下記の数値が損益計算書等から確認できた場合の得意先喪失補償額として妥当なものは、次のうちどれか。

[条件]・業種内容 衣料品小売業

- ・移転工法 構内再築工法
- ・休業期間 40日間
- ・売上高 15,000,000円
- ・変動費 12,000,000円
- ・売上減少率 80%

1 150,000円 2 200,000円 3 250,000円 4 300,000円

問28 消費税と営業休止補償算定に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 収益減の補償における年間の認定収益額の算定にあたっては、税込経理方式を採用している場合、税抜経理方式の損益計算書に作り替える必要はないが、本則課税選択事業者や簡易課税制度を採用している場合のみ、税抜経理方式の損益計算書に作り替える必要がある。
- 2 固定的経費の補償の算定にあたっては、固定的経費の認定項目ごとに消費税相当額を加算することができることから、税込経理方式を採用している損益計算書を税抜経理方式に作り替える必要はない。
- 3 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の算定において使用される従前の1か月の売上高の認定にあたっては、税込経理方式を採用している場合、税抜にして算定する必要がある。
- 4 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の算定において使用される限界利益率を求める場合、税込経理方式の損益計算書を税抜にして作り替える必要はない。

《漁業権等補償の実務》

問29 漁業補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 埋立事業により漁協が解散する場合、当該漁協だけから漁獲物を仕入れていた仲買人にも經濟的損失が及ぶので、それらについても補償対象とする。
- 2 漁業権の消滅又は制限により「通常生ずる損失」の補償対象となるのは、漁業を廃止する場合、漁業を一時休止する場合及び漁業の経営規模を縮小せざるを得ない場合である。
- 3 個人の漁業経営における漁業経営費を算定する場合の「自家労働費」は、水上での漁場までの移動、漁労行為等に要した時間に加え、陸上での漁具の補修、漁船の修繕等に費やした時間も加えて、当該地域の漁業雇用労賃、農業労賃等を勘案した時間単価を乗じて算定する。
- 4 魚価は、同一の魚種でも地域、季節、また、漁法や販売形態等によっても相当な幅があるので、流通経路の実態を把握した上で、統計資料、組合台帳、市場資料等を参照して、販売手数料を除いた価格とする。

問30 漁業補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 漁業権とは、漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第1項に規定する権利で、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権があるが、そのいずれもが補償対象となる。
- 2 漁業権等の消滅に係る補償金額は、当該権利を行使することによって得られる平年の純収益を資本還元した額を基準とし、当該権利に係る水産資源の将来性等を考慮して算定する。
- 3 漁業補償額算定の基礎となる漁獲数量は、評価時前の3か年間ないし5か年間の平均（豊凶の著しい年を除く。）魚種別漁獲数量（漁業法第170条に規定する遊漁規則に基づく漁獲分を除く。）とする。
- 4 第5種共同漁業権漁場では、漁業制度に則って一般人の遊漁による採捕もある。漁業権は取引が法律で禁止されていて市場価格が存在しないため、収益還元額を基礎として当該漁場の価値を算定するので、河川から採捕される数量に、これら遊漁による数量も加える必要がある。

問31 魚道を設置できない大きなダムが建設されると、その上流域では遡河生魚類であるアユの遡上が不可能となって漁獲量が減少することとなるが、その影響の補償額を算定する際に使用する影響年数で妥当なものはどれか。

- 1 10年を限度とする。
- 2 12.5年を限度とする。
- 3 30年を限度とする。
- 4 80年を限度とする。

問32 A漁協の組合員は全て個人経営の漁業者で構成されており、当該漁協の消滅対象漁業の漁業収支の平均合計額が次のような数値である時、漁業権の消滅補償額とそれに伴う通常生じる損失補償（通損補償）額の合計として、妥当なものはどれか。ただし、通損補償については所得補償のみを行うこととし、転業期間を2年間として算定するものとする。

漁業収入額 100,000千円

漁業経費 60,000千円

自家労働費 20,000千円

- 1 290,000千円 2 330,000千円 3 440,000千円 4 540,000千円

《鉱業権、租鉱権、採石権補償の実務》

問33 鉱業権、租鉱権に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 特定鉱物とは、鉱物のうち石油、可燃性天然ガスその他国民経済上重要な鉱物であってその合理的な開発が特に必要なものとして政令で定める鉱物をいい、アスファルトも含まれる。
- 2 鉱業権（特定鉱物以外の鉱物を目的とするものに限る。）の設定を受けようとする者は、経済産業大臣に出願して、その許可を受けなければならない。
- 3 鉱業権は、試掘権及び採掘権に区分され、一般採掘権は認可制、一般試掘権は届出制となっている。
- 4 租鉱権とは、登録を受けた一定の土地の区域において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。

問34 採石権に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 採石業者は、毎年3月末日までに、岩石採取場ごとに、経済産業大臣が告示で定める様式により、必要な事項を記載した業務の状況に関する報告書を当該岩石採取場の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。
- 2 採石権の存続期間の更新は、更新の時から20年をこえることができない。
- 3 採石料は、採石権の大部分が土地の使用を伴っていることから、岩石代から土地使用料を除いたものとなる。
- 4 採石権の変動は、意思表示による場合が最も多く、変動の効果は当事者間において効力は生ずるが、登記をしなければ第三者に対抗する効力は有しない。

問35 操業している鉱山の鉱業権の消滅に係る補償額の算定に用いられるホスコルドの算定式に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

【算定式】

$$a \times \frac{1}{s + \frac{r}{(1+r)^n - 1}} - E$$

- 1 aは、「鉱山が毎年実現しうる純収益」であり、年間可採鉱量に鉱石の平均単価を乗じて得た額から採掘に要する費用（起業費の原価償却費を含まない。）を控除して得た額である。
- 2 rは、用対連細則第42に定める「年利率」であり、0.9%（令和3年度時点）が適用されている。
- 3 sは、「報酬利率」であり、9%から15%の間において適正に定めた率と定められている。
- 4 Eは「今後投下されるべき起業費の現在価額」であり、起業費とは、当該鉱山の開業のために要した費用で、鉱業用固定資産の取得又は建設に要した費用、調査開発費及び試験研究費をいい、毎年鉱石を回収するために要する生産費とは別である。

問36 採石権の消滅補償、制限に係る補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 採石場の全部又は一部について、一定期間あるいは権利の内容の一部について採石権の行使が不可能となる場合は、採石権の消滅に係る補償を行う。
- 2 原石採取場の一部を用地取得する場合の採石権の評価手法は、「採取場評価額 × 用地取得に伴い採取不可能原石量 ÷ 採取場の採取可能原石量」によることが妥当と考えられている。
- 3 近傍同種の採石権の取引の事例がない場合においては、消滅させる採石権に対しては、当該権利の態様及び収益性、当該権利の取得に関して要した費用等を考慮して算定した額をもって補償する。
- 4 区分地上権を設定する場合で残採石権の行使に支障が生じると認められるときは、残採石権補償を行う必要がある。

問37 農業廃止補償に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 事業の施行により経営地の全部又は大部分が失われれば、農業廃止の補償要件である「通常農業の継続が不能となると認められるとき」に該当する。
- 2 損失補償の対象となるのは、不要となる農具等の売却損、雇用者の解雇に伴う解雇予告手当等の資本と労働に関して生ずる損失の補償と、転業するまでの間の従前の所得（法人経営の場合は従前の収益）の補てんの補償等である。
- 3 農業用流動資産の売却損額は、階層別保有価額 × 売却損率で算定し、この場合の売却損率は30%から50%の範囲内で当該地域の実情に応じて適正に定めた率を用いる。
- 4 所得相当額（法人経営の場合は収益相当額）の算定式に用いる農業粗収入は、過去3年間の平均取穫量を基準とし、補償時の農産物価格により算定する。

問38 農業補償の特例と立毛補償に関する次のアからエの記述について、妥当なもの同士の組合せは1から4のうちどれか。

- ア 宅地見込地のように農地地域から宅地地域へ移行しつつある地域内の土地は、近傍の取引事例から求めた当該土地の正常な取引価格が農地として得られる純収益を資本還元して求めた収益価格を大きく上回るのが通例である。
- イ 農業補償において、現に宅地化が予想される農地等に関して農業補償に相当するものの全部又は一部の額が土地等の正常な取引価格に含まれていると認められるときは、当該額を農業補償額から控除した額をもって補償する。
- ウ 農作物の取穫前に土地が取得または使用されることによる損失の補償が立毛補償であるため、作付け準備の耕運や施肥等がされていたとしても、作付け前で立毛が存在しなければ、その投下費用を補償する必要はない。
- エ 立毛補償の算定式に用いる粗収入見込額は、前年1年間の取穫量を当該作物の生産者価格に乗じて得た額と副産物の価額との合計額で算定する。

1 ア、イ 2 ア、エ 3 イ、ウ 4 ウ、エ

問39 農業休止補償に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 所得減（法人経営の場合は収益減）の補償は、農業粗収入に農業経営費（自家労働の評価額を含まない）を加え、休止後においても得られる予想所得相当額を控除して算定する。
- 2 所得減（法人経営の場合は収益減）の補償は、休止期間中の所得減に対するものであり、その休止期間は通常農地を再取得するために必要とする期間として用対連細則で3年と定められている。
- 3 農業経営地の一部を使用する場合は、休止期間中の経営規模が縮小されることになるので、農業休止補償と併せて農業の経営規模縮小の補償も行うこととなる。
- 4 農業を一時休止する期間が長期にわたり、農業休止補償額が農業廃止補償額を超える場合は、農業廃止補償額の範囲内で補償することとなる。

問40 養植物補償と特産物補償に関する次のアからエの記述について、妥当でないものの組合せは1から4のうちどれか。

- ア 養植物を営む者には、漁業権に基づき養殖を行なう者と、公有水面以外の水面で養殖を行う者がいる。
- イ 養植物を他に移植することが相当であると認められる場合は、立木の移植補償と同様に、移植に要する費用と移植に伴う減収予想額の合計を補償することとなる。
- ウ 特産物は、自然の中で特定人の管理に属することなく地域住民が自由に採取することができるものであり、平年の純収益を資本還元した永久補償を行うこととなる。
- エ 特産物は、自然的制約のもとで特定の土地に産出されるものであるため移植することは不可能である。したがって、養植物のような移植のための補償規定はない。

1 ア、ウ 2 ア、エ 3 イ、ウ 4 ウ、エ